

社会福祉法人マリンピア
ケアハウスマリンピア銚子運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マリンピアの設置運営するケアハウスマリンピア銚子（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(管理運営の方針)

第2条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第2章 職員及び職務

(職 員)

第3条 施設は、県の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- | | |
|------------|------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 |
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| (4) 栄養士 | 1名以上 |
| (5) 事務員 | 1名以上 |
| (6) 調理員 | 委託 |
| (7) 宿直専門職員 | 2名 |

(職 務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めるものとする。

- (1) 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計

画を作成する居宅介護支援又は介護予防支援の事業者との密接な連携、ならびに居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者との連携を図る。

- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助及び環境整備等に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者（及び調理委託業務従事者）の指導業務を行う。
- (5) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (6) 調理委託業務従事者は、入居者（利用者を含む）の給食業務に従事する。
- (7) 施設管理の宿直業務は原則として宿直専門職員が従事する。

(定 員)

第5条 施設の定員は70名とする。

第3章 入居及び退居

(利用資格)

第6条 施設の利用資格は次のとおりとする。

- (1) 年齢は原則として60歳以上の者。ただし、2人用居室利用の場合は、当該者とその者の配偶者もしくは三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められるもので、家族による援助を受けることが困難な者
- (3) 伝染病疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で、共同生活に適応できる者
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者

(入 居)

第7条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書 (2) 戸籍謄本 (3) 住民票 (4) 所得証明書
 - (5) 健康診断書 (6) その他施設長が必要と認めた書類
- 2 理事長は、入居申込者の入居の可否について判断を施設長に委任するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交すものとし、また、契約書に付随して、重要事項説明書及び本運営規程についても説明するものとする。

(利用料)

第8条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を毎月20日までに当施設の指定する方法で支払うものとする。

- 2 入居又は退去に伴って1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、重要事項説明書で定める計算により精算するものとする。
- 3 利用料の支払い方法は、次のいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。
 - (1) 自動引き落とし (2) 振り込み (3) 現金

(退 居)

第9条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から入居契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第10条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。

- (1) 入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき。
- (2) 正当な理由なく利用料等の支払いを怠り、滞納額が3ヶ月に達したとき。
- (3) 他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) 許可なく施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (5) 個々の日常生活上の援助、又は介護を必要とする状態であるにもかかわらずそれを受けないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。

第4章 入居者に提供するサービスの内容

(相談・援助)

第11条 施設は、入居者またはその家族から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、必要な助言その他の援助を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に助言を行うものとする。

(食事の提供)

第12条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、また、入居者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から8時30分まで
- (2) 昼食 12時00分から13時00分まで
- (3) 夕食 17時30分から18時30分まで

3 前もって欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供しないものとする。

4 食事の場所は原則として食堂とする。ただし、やむを得ない場合は居室であることができる。

5 毎食のメニューを7日ごとに明示するものとする。

(入 浴)

第13条 入浴は浴場清掃日を除き原則として毎日実施し、当施設職員が入浴の準備をする。

2 入浴時間は、原則として15時45分から19時30分までとする。

3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。

- 4 入居者は、伝染病の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(協力医療機関等)

第14条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(健康の保持)

第15条 入居者の定期健康診断は毎年実施し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 入居者の健康保持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
- 3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第16条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(居宅サービス等の利用)

第17条 施設は、入居者が日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、在宅サービス等を利用できるよう、関係機関と連絡のうえ必要な対応を行うものとする。

- 2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の責任判断で行うものとし、その費用については入居者の負担とする。

(専用居室)

第18条 専用居室は、原状のまま使用する。

- 2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬する。
- 3 入居者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
- 4 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退居時に原状に復するものとする。

(共用施設・設備)

第19条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

- 2 共用施設・設備の利用時間や用途等は、施設長と入居者等との間で協議のうえ決定するものとする。
- 3 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 4 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。
- 5 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状

に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

(外出及び外泊)

第20条 入居者は、外出しようとするときは、施設職員に届け出なければならない。

2 入居者は、外泊するときは、事前に外泊届を施設長に提出しなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 入居者は、身体の状態の急激な変化が生じた時は、即時職員に緊急連絡し対応を求めるものとする。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の連絡があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 入居者が、予め近親者等連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(部外者の利用)

第22条 入居者が近親者など知人の宿泊を希望するときは、予め書面により施設長に届け出てその承認を得て利用できる。

2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。

3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、その前日に申出ればこれを利用できる。

4 前各号に定める便宜の供与を受けた利用者は、別に定める宿泊代、食事代の実費を負担する。

(自主活動への協力)

第23条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味や教養活動等、自主的なクラブ活動ができるものとする。ただし、この場合必要な費用は、参加者が負担する。

2 前項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(小動物の飼育)

第24条 入居者は、居室内でのペットの飼育はできないものとする。ただし、許可を受けた場合は小鳥、小型魚類のみ飼育することができる。ただし、許可を受けた場合であっても、他の入居者に迷惑が及ぶときは、これを禁止する。

(入居者の心得)

第25条 当施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得「入居者の皆様へ」を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

第6章 非常災害対策

(夜間の管理)

第26条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

(災害、非常時への対応)

第27条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。
- 3 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に（年2回以上）避難・救出その他必要な研修及び訓練を行なうものとする。
- 4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

※業務継続計画の策定や、研修・訓練等の実施については令和6年3月31日までに実施する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(秘密の保持)

第28条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(感染症対策)

第29条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

※業務継続計画の策定や、研修・訓練等の実施については令和6年3月31日までに実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第31条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告することとする。

（地域社会の連携）

第32条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

（職員の質の確保）

第33条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち（介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

※第33条第2項の措置は、令和6年3月31日までに実施する。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第34条 施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

（虐待の防止）

第35条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は施設長とする。

- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに千葉県等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、千葉県等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※第35条第1項の措置は、令和6年3月31日までに実施する。

（ハラスメント対策）

第36条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（改正）

第37条 この規程を改正、廃止しようとするときは、社会福祉法人マリンピア理事会の議決を得るものとする。

附 則

（施行期日）

1 この運営規程は平成22年1月1日から施行する。

（管理規程の廃止）

2 管理規程（平成10年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この運営規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この運営規程は令和4年4月1日から施行する。

（全部改正）

2 ケアハウスマリンピア銚子運営規程（平成28年4月1日施行）の全部を改正する。